

令和元年9月6日

北海道胆振東部地震より1年の日を迎えて

札幌司法書士会
会長 後藤力哉

未明に突然襲ってきた大きな揺れにより道内全域にブラックアウトが発生し、多くの尊い人命や財産が一瞬にして失われた北海道胆振東部地震の発生から1年が経ちました。

札幌司法書士会では、地震が発生した直後の平成30年9月10日より、震災緊急ダイヤルを開設し全道からの法律相談に対応すると共に、同15日より、各地に設置された避難所に赴き、被災された方々の不安を少しでも軽減出来ればとの思いで、「巡回法律相談」を行って参りました。避難所が閉鎖されてからも、厚真町、安平町、むかわ町の3町の仮設住宅にお住まいの方の一軒一軒のお部屋や談話室を訪問する「巡回法律相談」を実施し、計19回にわたり、当会会員を現地に派遣し、仮設住宅で暮らす人々の不安や悩みに耳を傾け、必要に応じた法的情報の提供をしてきました。

その後も、自宅で生活再建をする方の、不動産や今後の生活への不安・困りごとに対応するべく、「巡回法律相談」に加えて「不動産にまつわる登記相談会」の開催も定期的に行って参りました。

地震直後は瓦礫の山だった被災地も、徐々に復興が進み、少しずつ以前の生活環境を取り戻しつつあります。しかし、その反面、仮設住宅での生活を余儀なくされ、今後の住まいの確保に不安を抱えている方や生活環境の激変により将来像を描けないまま生活を送っている方も数多くいるのが現状です。

札幌司法書士会では、今後も、地震により被害を受けた方が生活再建を果たすまで、一人ひとりの心情に配慮した丁寧な活動を継続すると共に、その方の困りごとに対して、いち早く適切に対応できる、頼れる相談相手となるよう、引き続き、法律相談会などの活動を継続していく所存です。

被災地の復興と、そこで暮らす皆様の生活再建を心から祈念しております。